



# 自動車税種別割

自動車の所有者にかかる税金です。

## 納める人

鳥取県ナンバーの自動車の所有者  
 [売主が自動車の所有権を留保しているときは、買主（使用者）が所有者とみなされます。]

## 納める額

自動車の種類・用途・排気量などによって税額が定められており、主なものは次のページのとおりです。

- 年度中途に抹消登録をした場合…………… 4月から抹消登録等をした月までの月割額（納め過ぎとなった税額は還付されます。）
- 新規登録
- 課税されていなかった自動車を取得した場合 ) …… 登録をした月の翌月から次の3月までの月割額

※引っ越しや車の売買によって、自動車が「県外ナンバー」に変わっても、自動車税種別割の月割計算（還付）はいたしません。また、「県外ナンバー」の車が「鳥取ナンバー」に転入登録された場合も、当該年度については新たな課税はされません。

なお、抹消登録の際の還付や新規登録の際の課税については、月割計算されます。

## 申告と納税

### 1. 申告

自動車を購入したり、住所が変わったときなどは、その登録（新規登録、住所変更登録等）の都度、自動車税種別割の申告書を提出することになっています。

### 2. 納税

県税事務所から送付される納税通知書により5月末までに納めることになっています。

ただし、賦課期日（4月1日）後に新規登録をする場合には、登録のときに納めることになっています。

## 納税証明書

自動車税種別割の納税確認の電子化により、車検（継続検査及び構造等変更検査）を受ける際の納税証明書の提示は原則不要です。

ただし、年度途中に自動車を購入（新規登録）後県外ナンバーに変更された場合や、自動車税種別割を納付後すぐに車検を受ける場合は、納税証明書の提示が必要です。納税通知書に付いている納税証明書は、取扱期限内の領収日付印が押されたものに限り有効となりますので、納税証明書の提示が必要な場合は、大切に保管してください。

## 減 免

一定の要件に該当する心身に障がいのあるかた等が所有する自動車の減免制度があります。減免を受けるには申請が必要です。くわしくは、最寄りの県税事務所へお尋ねください。

区 分	申 請 期 限
4月1日現在、自動車を所有している場合	納期限の7日前まで
新規登録等の場合	申告（登録）の際

※期限以後に申請された場合には、申請月の翌月分から月割で免除されます。

## 自宅で納税

金融機関やコンビニに出向くことなく、スマートフォン決済アプリを利用した納税やクレジット納税が利用可能です。詳しくは税務課HPをご覧ください。

## 口座振替

金融機関（銀行、信用金庫、農協等）や郵便局などへ出向かなくても、納期限の日に、指定した預金口座から自動的に振り替えて納税することができます。

金融機関・郵便局に備え付けてある「口座振替依頼書」により手続きをしてください。

## 自動車税種別割年税額一覧表 (主なもの)

車 種		税 額 (円)			
		自 家 用		営 業 用	
		R元年10月以降新車 新規登録されたもの	左記以外のもの		
乗 用 車	総排気量 1ℓ以下	25,000	29,500	7,500	
	〃 1ℓ超 1.5ℓ以下	30,500	34,500	8,500	
	〃 1.5ℓ超 2ℓ以下	36,000	39,500	9,500	
	〃 2ℓ超 2.5ℓ以下	43,500	45,000	13,800	
	〃 2.5ℓ超 3ℓ以下	50,000	51,000	15,700	
	〃 3ℓ超 3.5ℓ以下	57,000	58,000	17,900	
	〃 3.5ℓ超 4ℓ以下	65,500	66,500	20,500	
	〃 4ℓ超 4.5ℓ以下	75,500	76,500	23,600	
	〃 4.5ℓ超 6ℓ以下	87,000	88,000	27,200	
	〃 6ℓ超	110,000	111,000	40,700	
ロータリーエンジンを備えたものは、総容積に1.5を乗じて得た数値を上の総排気量に当てはめる。					
ト ラ ッ ク	最大積載量 1トン以下	乗車定員 4人以上	総排気量 1ℓ以下	13,200	10,200
			〃 1ℓ超 1.5ℓ以下	14,300	11,200
		〃 1.5ℓ超	16,000	12,800	
	最大積載量 1トン超 2トン以下	乗車定員3人以下		8,000	6,500
		乗車定員 4人以上	総排気量 1ℓ以下	16,700	12,700
			〃 1ℓ超 1.5ℓ以下	17,800	13,700
〃 1.5ℓ超	19,500	15,300			
ク	最大積載量 2トン超 3トン以下		16,000	12,000	
	〃 3トン超 4トン以下		20,500	15,000	
	〃 4トン超 5トン以下		25,500	18,500	

## ※グリーン化特例

自動車税種別割について、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は、その排出ガス性能等に応じ税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置が実施されています。くわしくは、「自動車税種別割のグリーン化」をご覧ください。

## 月割税額の計算方法

月割課税の場合の税額 = 年税額 ×  $\frac{\text{登録月の翌月から3月までの月数}}{12}$  ※100円未満の端数は切り捨てます。

(例) 7月に排気量 2ℓ の自家用乗用車を新規登録した場合

$$36,000\text{円} \times \frac{8(8\text{月} \sim 3\text{月})}{12} = 24,000\text{円} \dots\dots\dots \text{納める額}$$

年度中途に抹消登録をした場合の還付額 = 年税額 - 抹消登録した月までの月割額

(例) 平成25年に新車新規登録した排気量1.5ℓの自家用乗用車を10月に抹消登録した場合

$$34,500\text{円} \times \frac{7(4\text{月} \sim 10\text{月})}{12} = 20,100\text{円} \dots\dots\dots \text{月割課税となる額}$$

$$34,500\text{円} - 20,100\text{円} = 14,400\text{円} \dots\dots\dots \text{還付される額}$$

## ◆自動車税種別割のグリーン化

地球環境を保護する観点から、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は自動車税種別割を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする「自動車税種別割のグリーン化」が実施されています。

### ■環境負荷の小さい自動車

令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）に新車新規登録をされた下表の自動車について、その翌年度の1年間は軽減された税率が適用されます。

対象・要件等		特例措置の内容	
自家用乗用車	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>燃料電池自動車</li> <li>天然ガス自動車 (H30排出ガス規制適合又はH21排出ガス規制NOx10%以上低減)</li> <li>プラグインハイブリッド自動車</li> </ul>	概ね75%軽減	
営業用乗用車	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>燃料電池自動車</li> <li>天然ガス自動車 (H30排出ガス規制適合又はH21排出ガス規制NOx10%以上低減)</li> <li>プラグインハイブリッド自動車</li> </ul>	概ね75%軽減	
	排出ガス性能	燃費性能	
	H17排出ガス規制75%低減又はH30排出ガス規制50%低減	R12年度燃費基準90%達成	概ね75%軽減
		R12年度燃費基準70%達成	概ね50%軽減
重量車等 (バス・トラック)	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>燃料電池自動車</li> <li>天然ガス自動車 (H30排出ガス規制適合又はH21排出ガス規制NOx10%以上低減)</li> <li>プラグインハイブリッド自動車</li> </ul>	概ね75%軽減	

### ■環境負荷の大きい自動車

新車新規登録から一定の年数を経た下表の自動車について、一定割合が重課されます。

対象自動車	重課措置
新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	税率より概ね15%重課（※）
新車新規登録から13年を超えているガソリン車（またはLPG車）	税率より概ね15%重課（※）

（注1）電気自動車、天然ガス車、メタノール車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引車は重課の対象から除きます。

（注2）令和5年度分の自動車税から重課の対象となるものは

- 平成23年度（平成24年3月31日）以前に新車新規登録されたディーゼル車
- 平成21年度（平成22年3月31日）以前に新車新規登録されたガソリン車（またはLPG車）です。

（注3）バス（一般乗合用を除く）、トラック（被けん引車を除く）及びそれらに類する特殊用途自動車については概ね10%重課。

# 自動車あれこれ

## ●新たに自動車をお持ちになるかたは

自動車を購入されたかたは、登録の際に自動車税種別割と自動車税環境性能割の申告書を提出し、同時に税金を納めていただくことになっています。

また、自動車を友人等から譲り受けたときは必ず移転の登録（申請）をしましょう。



## ●現在、自動車をお持ちのかたは

自動車税種別割の納税確認の電子化により、車検等を受ける際の納税証明書の提示が原則不要になりました。ただし、年度途中で自動車を購入（新規登録）後県外ナンバーに変更された場合や、自動車税種別割を納付後すぐに車検等を受検される場合は、納税証明書の提示が必要ですので、御注意ください。

## ●自動車を手放すときは

自動車を他人に譲ったり、下取りに出したりするときは、必ず移転の登録（申請）をしましょう。

自動車税種別割は、毎年4月1日現在登録されている自動車検査証記載の所有者または使用者に課税されますので、自動車を他人に譲っていて実際には自動車を持っていなくても、登録がそのままだと、元の所有者に課税されます。

## ●壊れて使用していない自動車をお持ちのかたは

すみやかに、抹消の登録をしましょう。登録を行わないといつまでも自動車税種別割がかかることとなります。抹消の登録を行えば、翌月分からの自動車税種別割が還付されます。

## ●転居されるときは

住所変更の登録をしましょう。

住民票を移しても、自動車検査証の住所は変わりません。自動車税種別割の納税通知書は自動車検査証の住所に送付されます。（自動車税種別割の納税通知書送付先の変更は、県のホームページで手続きできます。ただし、この場合、自動車検査証の住所は自動的に変更されませんので、御注意ください。）

## ●自動車の登録についてのお尋ねは

# 鳥取運輸支局

〒680-0006 鳥取市丸山町224 ☎050-5540-2070

## この県税についてのお問い合わせ先

この県税についてご相談、お尋ねになりたいことがありましたら、最寄りの県税事務所または県庁税務課までお問い合わせください。

名 称	担 当	電話番号	FAX 番号	所 在 地
鳥取県東部県税事務所	自動車税担当	(0857)20-3511~3513	(0857)20-3519	〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176 (東部庁舎4階)
鳥取県中部県税事務所	徴収担当	(0858)23-3107,3112	(0858)23-3118	〒682-0802 倉吉市東巖城町2 (中部総合事務所内1階)
鳥取県西部県税事務所	自動車税担当	(0859)31-9605	(0859)31-9613	〒683-0054 米子市糺町一丁目160 (西部総合事務所内3階)
				(令和5年10月16日以降) 〒683-0823 米子市加茂町一丁目1 (米子市役所内2階)
鳥取県西部県税事務所日野支所	管理担当	(0859)72-2083	(0859)72-2072	〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1 (日野振興センター1階)
鳥取県庁税務課	課税担当	(0857)26-7053	(0857)26-7087	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220